厚生労働省告示第三百四十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月二十六日　　厚生労働大臣　舛添　要一

第２添加物の部C試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルのブタノールの目の次に次の一目を加える。

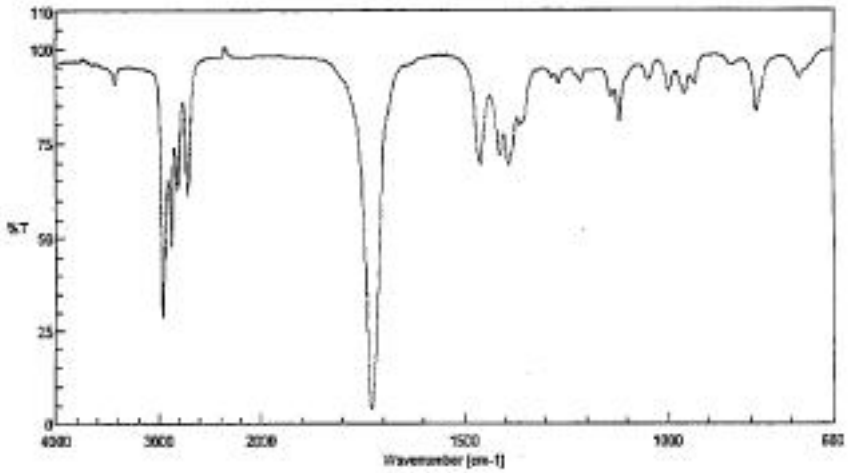

第２添加物の部D成分規格・保存基準各条の項ブタノールの目の次に次の一目を加える。

ブチルアルデヒド
Butyraldehyde
Butanal

C_4H_8O　　分子量　72.11
Butanal　［123－72－8］

含　量　本品は，ブチルアルデヒド（C_4H_8O）98.0%以上を含む。

性　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験
（1）屈折率　n_D^{20}＝1.377～1.387
（2）比重　d＝0.797～0.802
（3）酸価　5.0 以下（香料試験法）

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第２添加物の部F使用基準の項ブタノールの目の次に次の一目を加える。

ブチルアルデヒド
ブチルアルデヒドは，着香の目的以外に使用してはならない。